



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市行政不服審査会条例施行規則……………(企画法制課)……2
- 大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則……………(保育課)……3
- 大和高田市立こども園条例施行規則……………(〃)……3
- 大和高田市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則……(企画法制課)……3
- 大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市立病院医事課)……4

告示

- 大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部を改正する告示……………(保育課)……5
- 大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部を改正する告示……………(〃)……12
- 違反広告物の保管……………(都市計画課)……12
- 違反広告物の保管……………(〃)……13
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課)……13
- 公示送達……………(収納対策室)……14
- 公示送達……………(〃)……14
- 公示送達……………(〃)……15
- 3月市議会定例会の招集……………(財政課)……15
- 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定……………(社会福祉課)……15
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……15

公告

- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課)……16
- 大字大谷572番1等に関する一般競争入札公告……………(財産管理課)……17

教育委員会

- 教育委員会3月定例委員会の招集……………(教育総務課)……19

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会)……20
- 選挙人名簿登録者及び在外選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所……………(〃)……20
- 選挙権を有するものの総数……………(〃)……20

監査委員事務局

- 平成28年度定期監査の実施結果……………(監査委員事務局)……21

農業委員会

- 農業委員会3月定例委員会の招集……………(農業委員会)……23

公営事業

- 指定給水装置工事事業者の指定……………(水道総務課)……23

規 則

規則第30号

大和高田市行政不服審査会条例施行規則を次のように定める

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市行政不服審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市行政不服審査会条例（平成28年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査請求 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条及び第3条に基づく不服申立てをいう。
- (2) 審査請求人 前号に定める審査請求を行った者をいう。
- (3) 参加人 法第13条第4項の定義による。
- (4) 審査関係人 法第74条の定義による。
- (5) 主張書面 法第74条の定義による。
- (6) 補佐人 自然科学、社会科学、人文科学の専門的知識により、審査請求人又は参加人を援助する第三者をいう。

(審査会の調査権限)

第3条 大和高田市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査関係人に主張書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第4条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第5条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第6条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において大和高田市手

数料条例（平成12年条例第10号）に定める額の手数料を納付しなければならない。

5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、大和高田市手数料条例で定めるところにより、前項の手数料を免除することができる。

（答申書の送付等）

第7条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、企画政策部広報情報課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、審査会の会長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第44号の2

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年8月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市保育所条例施行規則（平成17年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「不承諾」を「保留」に改める。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

規則第44号の3

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年8月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立こども園条例施行規則（平成22年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「不承諾」を「保留」に改める。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

規則第2号

大和高田市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月9日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

大和高田市教育委員会に対する事務委任規則（平成27年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関する事務」を「次に掲げる事務を執行する権限」に改め、同条に次の2号を加える。

（1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関する事務

（2） 大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例（昭和29年条例第7号）に基づく事務

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則第3号

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則（平成17年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「証明書」を「証明書等」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

種別	単位	金額
初診時特定療養費	1回	1,000円
健康診断の料金	1回	診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）の規定により算定した額
通算入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院料	1日	一般病棟入院基本料の15/100
妊産婦診察料		
初診時	1回	5,000円
再診時	1回	1,500円
定期検診時	1回	5,000円
助産師外来	1回	1,500円
乳房マッサージ	1回	3,000円
新生児介補料	1日	5,000円
人間ドック検診料		
基本検診	1回	35,000円
脳検診	1回	27,778円
乳がん検診	1回	2,700円
子宮がん検診	1回	3,000円
死後の処置料（材料費含む。）	1体	8,000円
新生児衣料使用料	1回	1,700円
クレール使用料	1回	6,500円
薬価基準に収載されている医薬品の薬事法（昭和35年法律第45号）の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果（以下「用法等」という。）と異なる用法等に係る投与の特定療養費	1錠	薬価基準に収載されている額
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療の特定療養費	1回	診療報酬の算定方法に規定する医科診療報酬点数表に収載されている保険点数に10円を乗じた額
術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん（エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限	1回	258円

る。)に係る特定療養費

別表第2（第2条関係）

種別	単位	金額
普通・健康審査診断書	1通	2,000円
死亡診断書	1通	3,000円
生命保険に関する診断書	1通	5,000円
厚生年金等診断書	1通	3,000円
身体障害者用診断書	1通	3,000円
出生届出書	1通	3,000円
死体（胎）検案書	1通	3,000円
自賠責用診断明細書	1通	3,000円
自賠責経過診断書	1通	5,000円
後遺症診断書	1通	5,000円
傷害保険診断書	1通	5,000円
診療費支払証明書	1通	1,000円
分娩・妊娠証明書	1通	2,000円
おむつ使用証明書	1通	1,000円
裁判執行関係等診療内容証明書	1通	5,000円
その他各種証明書	1通	簡易なもの 500円 複雑なもの 3,000円以内

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日前に診療を受けた者に係る料金及び申請を受理した診断書、証明書等の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

告 示

告示第146号

大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部を改正する告示
大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱（平成27年告示第47号）
の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等
支給認定申請書

Table with 4 columns: 年度, 年齢, 年度, 年齢. It contains a grid for entering years and ages.

年 月 日

保護者(申請者)氏名

印

大和高田市長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

なお、保護者(申請者)が申請書を提出できない場合、下記の者に個人番号の提供を委任します。

(委任欄) (受任(提出)者氏名: 受任者住所: 受任者生年月日: 年 月 日 申請者との関係:)

Main application form table with sections for: 申請に係る小学校(就学前子ども), 保護者住所・連絡先, 保育の希望の有無(※).

(※) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます(以下同じ)。
・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分)をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

Table for household status including: 子どもの世帯員 (Child's household members) and 家庭の状況 (Household status).

②利用を希望する期間及び希望する施設(事業者)名

Table for utilization period and facility names, including fields for 利用を希望する期間 and 施設(事業者)名.

(表面)

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働や疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間	
	曜日から	曜日まで	時 分から 時 分から	時 分まで (月～金曜日) 時 分まで (土曜日)

④認定申請に当たっての署名欄

1.申請に実態と異なる内容が認められた場合には、認定を取り消されても異議ありません。また、申請内容につき、市が関係者・関係機関に事実確認等を行うことに同意します。

2.市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧することに同意します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額(保育料)及び本申請書記載事項について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

3.利用開始が翌年度となる場合の申請については、審査等事務の集中により、認定の時期が申請の日の属する年度の末日までとなることに同意します。

保護者(申請者)氏名 印

*市記載欄

受付年月日	年 月 日		
認定の可否		認定者番号	認定区分等
可(年 月 日認定)・否 (否とする理由:)			<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給(利用)の可否		支給(利用)期間	
可・否(否とする理由: [<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型])		自 年 月 日 至 年 月 日	
利用施設(事業者)名			
<input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保))			
<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 (<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)			
備考			

*受付機関等記載欄

個人番号の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 記載拒否 <input type="checkbox"/> その他())
個人番号 確認書類	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票等) <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> その他())
身元確認書類	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> その他書類2つ) <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> 本人であることが明らかである場合 <input type="checkbox"/> その他())
備考	

(裏面)

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第2条関係)

支給認定変更申請書(兼変更届)

大和高田市長 殿

年 月 日

支給認定に係る事項の変更を申請(届出)します。また、子どもの保護者及び同居する扶養義務者の市町村民税課税状況及び世帯情報を閲覧すること並びに利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対し変更の内容を報告することに同意します。なお、申請(届出)者(保護者)が本書を提出できない場合、下記の者に個人番号の提供を委任します。

(委任欄) (受任(提出)者氏名: 受任者住所: 受任者生年月日: 年 月 日 申請(届出)者との関係:)

Table with columns for applicant details (name, address, phone), and children details (name, birth date, gender, facility name, etc.).

※変更後の内容を記入してください。

▼変更する項目に☑し、変更後の内容を記入してください。

Change application form with sections for: 変更事由発生日, 住所, 保護者, 教育・保育を利用する子ども, 世帯の状況, 個人番号, 認定区分, 保育標準時間とすべき特段の理由, 有効期間, 利用者負担, 保育を必要とする理由.

支給認定証を添付してください。紛失・汚損した場合は、再交付申請をしてください。

(必要添付書類)

変更内容	必要な添付書類
①住所	支給認定証
②教育・保育を利用する子ども	
③保護者	・支給認定証 ・保護者が婚姻した場合、婚姻相手の保育理由証明書
④世帯の状況	
⑤認定区分	・支給認定証 ・1号認定から2号認定への変更の場合、保育理由証明書 ・保育短時間認定から保育標準時間認定への変更の場合、保育理由証明書（既に提出済みの場合は、コピーでも可。ただし、変更は保育必要量が保育標準時間に相当すると認められる場合に限りです。）
⑥有効期間	・支給認定証 ・保育理由証明書
⑦利用者負担	・支給認定証 ・公簿等により市町村民税課税状況が確認できない場合、課税証明書 ・保育料軽減の対象となる場合、保育料軽減理由の確認書類（児童扶養手当証書等）
⑧保育を必要とする理由	・支給認定証 ・保育理由証明書

 * 受付機関等記載欄

個人番号の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（ <input type="checkbox"/> 記載拒否 <input type="checkbox"/> その他（ ））
個人番号確認書類	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票等） <input type="checkbox"/> 無（ <input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> その他（ ））
身元確認書類	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> その他書類2つ） <input type="checkbox"/> 無（ <input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> 本人であることが明らかである場合 <input type="checkbox"/> その他（ ））
備 考	

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第2条関係)

支給認定証再交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

次のとおり、支給認定証の再交付を申請します。なお、再交付を受けた後、紛失した支給認定証を発見したときは、速やかに発見した支給認定証を市に返還します。

申請者(保護者)が申請書を提出できない場合、下記の者に個人番号の提供を委任します。

(委任欄) (■受任(提出)者氏名: ■受任者住所: ■受任者生年月日: 年 月 日 ■申請者との関係:)

Table with columns for applicant info, residence, children requiring re-delivery, and reasons for re-delivery.

※有効期間外の支給認定証の再交付はできません。

* 受付機関等記載欄

Table for recording receiving agencies and confirmation documents.

物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成29年2月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時まで。（土日祝日を除く。）
4. 連絡先 大和高田市役所環境建設部都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	幸福実現党	はり札	1	市内	H29. 2. 3	H29. 2. 3	市役所西駐車場
2	(株) エフエムホーム	はり札	2	市内	H29. 2. 3	H29. 2. 3	市役所西駐車場
3	東武建設	はり札	2	市内	H29. 2. 3	H29. 2. 3	市役所西駐車場
4	リアルクラブト(株)	はり札	6	市内	H29. 2. 3	H29. 2. 3	市役所西駐車場
5	光不動産	はり札	2	市内	H29. 2. 3	H29. 2. 3	市役所西駐車場

告示第12号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成29年2月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時まで。（土日祝日を除く。）
4. 連絡先 大和高田市役所環境建設部都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	住宅案内看板 (新築分譲)	はり札	2	今里町	H29. 1. 6	H29. 1. 6	雲梯資材置き場

告示第13号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等

の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成29年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成29年6月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年11月1日から平成28年11月30日までの間

告示第14号

平成28年度国民健康保険税第5期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成28年12月21日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第15号

平成28年度市県民税第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年1月26日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第16号

平成28年度固定資産税・都市計画税第4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成28年12月21日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示17号

平成29年3月3日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成29年2月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者に指定したので告示します。

平成29年2月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	有限会社 北橋 大和高田市東中1丁目5番28号
指定等に係る事業所の名称及び所在地	大和高田デザイン・ハウス 大和高田市永和町11-3
指定等の年月日	平成29年3月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業
事業の主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者
特定相談支援事業所番号又は障害児相談支援事業所番号	特定相談支援 2930800178

告示第21号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年3月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成29年2月1日			1							
平成29年2月2日	2	1								
平成29年2月8日			1							
平成29年2月14日			2							
平成29年2月16日	1									
平成29年2月22日	1									
平成29年2月23日					1					

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成29年2月20日	道路	大和高田市大字田井地内	1	
平成29年2月21日	道路	大和高田市大字秋吉地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第5号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年2月28日

大和高田市長 吉田誠克

公告第6号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年3月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 入札に付する事項

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	用途地域	現況	最低売却価格 (円)
1	大字大谷572番1	宅地	2095.73	市街化調整区域	建物付	45,117,000
2	東雲町965番6	宅地	282.24	第一種住居地域	更地	8,467,000
3	曙町747番4	宅地	111.67	第一種住居地域	更地	2,513,000
4	曙町685番3	雑種地	243.72	第一種住居地域	更地	4,860,200
5	曙町685番5	宅地	272.37	第一種住居地域	建物付	4,212,000
6	曙町800番13	宅地	158.66	第一種住居地域	更地	2,941,000
7	曙町809番14	宅地	296.39	第一種住居地域	更地	5,794,000

2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 「物件番号1」及び「物件番号5」については、既存建物がある。
- (3) 最低売却価格は、既存建物等工作物の撤去費用相当額を差し引いた価格とする。

3 入札に参加する者に必要な資格要件

(1) 参加資格

法人又は個人とする。

(2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者
- ウ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその構成員
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員
- カ 大和高田市の市税を滞納している者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

(1) 申込みに必要な提出書類

- ア 市有財産売却入札参加申込書（実印）（以下「申込書」という。）
- イ 誓約書（実印）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書（実印）
- エ 市税滞納情報照会同意書

オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本

カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書（現在事項全部証明書）

※ オ及びカについては、発行後、3月以内の原本に限る。

(2) 入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所

ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。

イ 受付期間 平成29年3月10日（金）から平成29年5月10日（水）まで。（土日、祝日を除く。）

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1時までを除く。）

ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市財務部財産管理課（大和高田市庁舎2階）

(3) 入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

(4) 入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認められた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付する。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、入札受付の1時間前までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を銀行振出小切手で納付しなければならない。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年5月17日（水）午前10時

(2) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所別棟2階会議室

7 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

(1) 入札当日の受付開始時刻までに辞退届を提出するとき 財産管理課に提出すること。

(2) 入札受付開始時刻から入札開始時刻までに辞退届を提出するとき 入札執行者に提出すること。

(3) 前2号のいずれかにかかわらず、辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 記名押印を欠く入札

(3) 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札

(4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

(5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札

(6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(7) 入札金額を加除訂正した入札

(8) 最低売却価格に達しない価格での入札

(9) 郵送等により送付された入札

(10) 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者のうち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い落札者を決定する。

10 契約保証金

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金（入札保証金全額を充当）を納付しなければならない。

11 契約締結等

(1) 契約の締結日

落札者は、平成29年5月26日（金）（当日の正午まで）に契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

(2) 契約書作成の要否

要す。

12 売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。）を平成29年6月26日（月）までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

13 契約条件

(1) 所有権の移転等

ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に土地を引き渡すものとする。

イ 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行う。

(2) 契約費用及び公租公課等

ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。

イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。

ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。

エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

(3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

14 問い合わせ先

奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市財務部財産管理課

電話 0745-22-1101

教育委員会

教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成29年2月27日

大和高田市教育委員会

教育長 早川 博

記

- 日時 平成29年3月2日(木)午後2時
- 場所 さざんかホール4階会議室
- 議案 第1号 第70回大和高田市民体育大会《種目別大会》実施要項(案)について
- 第2号 後援願いについて
- 第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第3号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年2月24日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

- 1. 日時 平成29年3月2日(木)午前9時
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所4階会議室
- 3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
- 第2号 選挙人名簿の定時登録について
- 第3号 在外選挙人名簿の登録について
- 第4号 その他

大和高田市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成29年3月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び經由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成29年2月24日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階選挙管理委員会事務局

大和高田市選挙管理委員会告示第5号

平成29年3月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年3月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

3分の1の数	19,215人
6分の1の数	9,608人
50分の1の数	1,153人

監査委員事務局

監査委員会告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年2月24日

大和高田市監査委員 吉井保次
同 西川繁和

1. 監査の対象

- 企画政策部 企画法制課・秘書課・広報情報課・人事課
- 財務部 財政課・財産管理課・税務課・収納対策室
- 市民部 市民課・産業振興課・自治振興課・生活安全課・市民協働推進課
人権施策課
隣保館【曙・市場・土庫・東雲】
青少年会館【曙・市場・塙・東雲】
- 福祉部 社会福祉課・保護課・児童福祉課
保育課
こども園【高田】
保育所【片塩・浮孔・高田西】
- 保健部 健康増進課・介護保険課・地域包括支援課
保険医療課【天満診療所】
- 環境建設部 土木管理課・営繕住宅課・都市計画課・環境衛生課
クリーンセンター【企画整備課・美化推進課】
契約監理室
- 上下水道部 水道総務課・水道工務課・下水道課
- 会計課
- 教育委員会事務局 教育総務課
幼稚園【片塩・菅原・浮孔西】
小学校【片塩・高田・菅原・浮孔西】
中学校【高田・片塩】
学校教育課
幼稚園【片塩・菅原・浮孔西】
小学校【片塩・高田・菅原・浮孔西】
中学校【高田・片塩】
生涯学習課【中央公民館・図書館】
体育振興課・青少年課・文化振興課
商業高校事務管理課
- 議会事務局 庶務課
- 選挙管理委員会事務局
- 農業委員会事務局
- 監査委員事務局
- 市立病院 総務課・管理課・医事課・看護専門学校
訪問看護ステーション・栄養管理科

2. 監査の期間

前 期 平成28年10月18日から平成28年12月16日まで

後 期 平成29年1月20日から平成29年1月23日まで

3. 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的・効率的に行われているか、その手続は適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査を行った。また、内容聴取については、各所属長から監査時点（9月・12月末日現在）までの所管事務事業の進捗状況等についての説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

4. 提出書類

定期監査実施にともなう資料と諸帳簿については、監査の前期対象課は平成28年9月末日、後期対象課は12月末日までを監査対象とした。主な提出書類は次のとおりである。

(1) 資 料

- ① 事務分担表
- ② 歳入歳出予算執行状況調（部門別）
- ③ 業務等執行状況表
- ④ 物品購入・請負（工事を除く）・賃貸借契約状況表
- ⑤ 施工工事一覧表
- ⑥ 業務委託料の契約状況表
- ⑦ 負担金補助及び交付金、財政援助的な委託料明細表
- ⑧ その他

(2) 諸帳簿

- ① 文書件名簿
- ② 旅行命令簿兼旅費請求書
- ③ 契約書
- ④ 補助金・委託料
- ⑤ 調定伺簿
- ⑥ 交際費出納簿
- ⑦ 文書管理表
- ⑧ 勤務状況整理台帳
- ⑨ 時間外勤務命令兼報告書
- ⑩ 公用車運行日誌
- ⑪ その他

5. 監査の結果

財務及び経営に関する事務の執行及び事務事業の執行状況等は、おおむね適正に処理されていると認められた。

例年指摘しているにもかかわらず同じ指摘の繰り返しが見受けられる。管理職等のチェック体制の強化と責任の明確化を図り、適正な事務処理をされるよう職員への周知徹底を再度要望する。

行財政においては、市庁舎の建設も含めた公共施設のあり方やまちづくり構想、ごみ処理施設の広域化、街路整備等本市が抱える課題は山積しており、財政運営を取り巻く状況は楽観できるものではなく、今後も景気や国の動向を注視しながら施策・事業に取り組まれない。

自主財源である市税や各種使用料について、各所管課において未収金の回収には鋭意努力されているところではあるが様々な手法を行使し、公平性の確保、受益者負担の適正化により一層取り組まれない。

また、国の施策による制度改正や行政サービスの多様化により、事務量は増加傾向にあり、事務執行に当たっては一層の法令遵守に努め、組織間の情報共有、連携を緊密に行い、業務の

有効性と効率性を図りながら、行政サービスのより一層の充実に努められたい。

なお、監査の都度、関係者に所見は述べたが、各部局等に対する指摘事項及び所見は次のとおりである。

以下省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

農業委員会

農業委員会告示第2号

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年2月27日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮 義

- | | |
|-----|---|
| 日 時 | 平成29年3月3日(金) 午後3時 |
| 場 所 | 高田消防署2階大会議室 |
| 議 案 | 第1号 農地法第3条第1項について申請の件 |
| | 第2号 農地法第4条規定による申請の件 |
| | 第3号 農地法第5条規定による申請の件 |
| | 第4号 農地法第18条第6項について通知の件 |
| | 第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について |
| | 第6号 農地法得第3条第2項第5号による下限面積(別段面積)の設定について |
| | 第7号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について |
| | 第8号 その他 |

公営企業

水道事業告示第2号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第25条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成29年3月1日

水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
百進建設 株式会社	新谷 味希	大阪府四条畷市砂2丁目17番10号